

海外環境協力センター(OECC) 令和3年度事業計画書

令和3年3月17日
理事会承認

基本方針

海外環境協力センター(OECC)は、国内外の環境開発協力に関する調査研究等を通じて定款に定める目的¹を達成するため、世界の持続可能な社会の実現に貢献していくことを目指していく。また OECC は、コンサルタントやメーカー、自治体関係機関など多様な団体で構成されていることから、幅広い会員間のネットワークの強みを活かし、地球環境問題に関する国際合意形成に向けた貢献、途上国における環境開発協力についての政策・計画等の制度構築支援、現地における諸課題の解決策の提示、投資案件の開発・事業開発の支援、人材育成への取組支援及び政策と個別事業案件との橋渡し等の活動を通じ、海外環境開発協力分野における我が国の中核的組織としてその役割を果たしていく。

環境省は、「インフラシステム輸出戦略（2017年5月改訂、経協インフラ戦略会議）」を受け、「環境インフラ海外展開基本戦略（2017年7月）」を、さらに「海外展開戦略（環境分野及びリサイクル分野）（2018年6月）」を策定し発表した。これら基本戦略の下、我が国の優れた技術やサービス、行政ノウハウ等を活用し、途上国の環境改善に貢献するとともに、我が国のビジネス展開に寄与することを目指し、昨年9月には「環境インフラの海外展開プラットフォーム」(Japan Platform for Resigning: Sustainable Infrastructure: JPRSI)が発足した。また昨年12月、経協インフラ戦略会議は、脱炭素化の加速、SDGs への取り組み強化等世界のインフラ市場を巡る急速な環境変化を踏まえ、これまでの輸出戦略を抜本的に見直し、「インフラシステム海外展開戦略2025」（いわゆる「新戦略」）を策定した。OECC は、上述の JPRSI において中核的役割を果たし、インフラシステムの海外展開を通じ世界の持続的な社会実現に貢献していく。

また新型コロナウイルス感染症(COVID-19)のパンデミックは、世界に大きな傷跡を残しているが、わが国において経済危機からの復興と気候変動対策を同時に進めていく観点から、脱炭素社会、循環型社会及び分散型社会の再構築

¹ 定款第3条 センターは海外の環境保全に関する協力、調査研究、広報活動等を通じ、国際的相互依存時代の地球環境の保全に貢献することを目的とする。

(Re-designing)を柱とする「グリーンリカバリー」の重要性が訴えられている。

さらに昨年10月菅総理は、「2050年までのカーボンニュートラル」を宣言し、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げ、現在官民挙げてその実現に向けた取組が加速されており、上述の経協インフラ「新戦略」においても、新たな優先施策として明示されている。

このため令和3年度は、これまでの我が国の技術や知見を活用した課題克服の経験、途上国パートナーとの共同、民間企業の国際展開支援、アジア都市間協力の経験を踏まえ、環境省及び国際協力機構(JICA)等環境開発協力を推進する政府機関はもとより、地球環境ファシリティ(GEF)、アジア開発銀行(ADB)、国連大学(UNU)、気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局及びASEAN等の国際機関やパートナー国の政府機関、内外の地方自治体との協力の経験を活かし、①気候変動等地球環境問題への対応、②水・大気環境などの地域環境問題への対応及び、③資源循環・3R・廃棄物、化学物質対策等の各分野において積極的な活動を展開していく。

これらの活動の展開に当たっては、リモート会議等のデジタル技術を積極的に取り込み、DX(デジタルトランスフォーメーション)の動きに対応して、新しいツールの活用、経験の蓄積を図っていく。

事業内容

1. 調査研究・協力

(1) 持続可能な社会構築に向けた貢献

「環境インフラの海外展開プラットフォーム」(JPRSI)の事務局としてその活動の円滑かつ効果的な推進に努めるとともに、パートナー国における持続可能な社会構築に向けた取組への支援を通じ、国際社会における「持続可能な開発目標」(SDGs)達成に向けた活動の推進に貢献していく。

(2) 気候変動など地球環境問題への対応

① 気候変動緩和実施計画・透明性制度構築支援

「パリ協定」の下で各国が行う「国が自主的に定める約束(NDC)」についての準備に資する協力に取り組む。特に、パリ協定の本格的な実施を踏まえ、アジア諸国政府・地方自治体におけるNDCの法制化・計画の更新・MRV体制構築・実施策の具体化支援等を重点的に実施する。

また、環境省による「コ・イノベーションのための透明性パートナーシップ(PaSTI)」プログラムの下、日・ASEAN統合基金(JAIF)等も活用を経験を踏まえ、アジア諸国における透明性制度構築支援を行う。

② 気候変動適応実施計画支援

「パリ協定」に基づき、各国は「国別適応計画」を策定しUNFCCC事務局に報告することとなっている。このため各国政府・地方自治体における適応計画の策定・実施支援への取組方策の検討、我が国における先進的な取組の紹介等を進める。

また、国立環境研究所(NIES)及び関係研究機関とも協力しつつ、アジアを中心とした適応情報プラットフォーム作りに貢献するほか、民間企業が有する適応に資する技術やサービス、ノウハウを活用し適応ビジネス展開の促進に資する情報収集を行う。

③ 二国間クレジット制度(JCM)

低炭素技術の移転を促進する「二国間クレジット制度」(JCM)については、「炭素市場エクスプレスウェブサイト」等を運用する他、主要なステークホルダーに対する情報発信・普及に努める。

また、パートナー国の NDC や関連セクターにおける重点政策及び SDGs 達成等にも貢献する案件発掘を目指し、環境省「設備補助事業」等につなげる民間事業者支援や、国内外の金融機関や業界団体との協働を通じ、案件の拡大・多様化に努めるとともに、途上国の低・脱炭素社会のインフラ創りにも貢献する。

④ フロン対策

環境省が UNFCCC 第 25 回締約国会議 (COP25) で立ち上げた「フルオロカーボン (フロン) のライフサイクルマネジメントに関するイニシアティブ」(2019 年 12 月)において想定されている途上国における制度設計やプロジェクト開発支援等の具体的な取組やイノベーションを促進し、政府、民間部門、国際機関とともに、各主体の相互利益のための協働活動の促進に貢献する。また、フロン対策に関して途上国各国との NDC の策定・実施・改定にかかる情報提供や対話に積極的に取り組む。

⑤ UNFCCC におけるアウトリーチや協力機関とのパートナーシップを通じた新たな取組の形成・推進

OECC が参画する気候変動分野の国際協力の成果や得られた教訓について、UNFCCC COP26 等の場を通じて発信を行い、国際的議論への貢献や活動のスケールアップに向けた取組を行う。また、気候技術センター及びネットワーク (CTCN) を通じた技術移転の推進や、タイ温室効果ガス管理機構 (TGO) 等との協力による ESG 投資推進に係る検討等により、パートナーシップを通じた新たな気候変動対策の取組・推進を実施する。

⑥ 生物多様性条約に関する取り組みの模索

生物多様性条約の下でのポスト名古屋目標の設定と実現について、国際的議論の高まりも踏まえ、OECC として今後貢献できる取組を模索していく。

(3) 水・大気環境など地域環境問題への対応

① 大気汚染・黄砂対策

「日中韓環境大臣会合」(TEMM)の枠組みの下で展開される大気汚染・黄砂分野のワーキング・グループ活動を通じて、各国の政策担当者・研究者間の協力事業への支援を行う。

東アジア酸性雨モニタリングネットワークの活動範囲拡大、冬期PMの上昇に関する対策などアジアでの大気汚染対策の新たなニーズも見られることから、OECCとしての貢献を模索していく。

② コベネフィット・アプローチの促進

気候変動緩和と大気汚染対策等を同時に実現するコベネフィット・アプローチを活用した協力事業を推進するため、中国・モンゴル等との政策対話への支援を行うとともに、共同研究に基づいた制度の構築・実証プロジェクトの形成・実施を行い、地域環境の保全と低・脱炭素社会創りの同時実現を推し進める。

③ 水質汚濁・土壌汚染対策

途上国において顕在化しつつある水質汚濁や土壌汚染問題への対策実施支援を視野に入れ、国内外の知見を含む関連情報の収集・発信等に努める。また、JPRSIでの情報収集や途上国における日本環境ウィークでの対話促進を通じて、途上国ニーズの把握と我が国の技術展開の促進を図る。

(4) 資源循環・3R・廃棄物、化学物質対策等

① 環境インフラの海外展開の推進

JPRSIを通じて、日本の民間企業や地方自治体等様々なプレイヤーの知見を活用し、アジア諸国を中心とした開発途上国への技術移転や投資(例:WtE技術による廃棄物焼却処分施設の導入)の推進を行う。また、日本と途上国パートナーとの対話や交流を深める環境ウィークの開催を通じて、途上国における日本のプレゼンスをさらに高め、具体的な案件開発、実施の推進役を担う。

② 3R・廃棄物対策

現地におけるニーズの把握など情報収集に努めるとともに、将来の事業展開に向けて関係機関や事業者との連携を図る。

③ 化学物質対策

ポスト SAICM (Strategic Approach to International Chemicals Management) を踏まえた国内での枠組みの検討やメーカー等事業者のネットワークの運営支援を通じた国際的な化学物質対策の推進に努める。また、アジア地域における適切な化学物質管理の実現を図るための情報収集・発信を行うほか、化学物質対策分野における ESG 投資の可能性についても検討を行う。

④ 水銀対策

「水俣水銀条約」実施の進展により、途上国において水銀対策ニーズが高まっていることに鑑み、具体的なプロジェクトサイトの選定や技術指導、資金導入の検討作業を進めるとともに、我が国の水銀対策への取組に関する情報発信を推進する。また、国内においては、普及啓発・環境教育・情報発信などに積極的に取り組む。

2. 会員活動

(1) 技術・研修部会

海外環境開発協力の実施に係る技術移転及び国際協力についての調査・研究、国内外の環境保全等に関する①技術開発・人材育成に関する会員相互の交流、②関係民間団体との技術交流、③会員における専門家育成ニーズの把握及び研修事業の検討・実施を引き続き推進する。

環境開発協力に係る会員向けの技術研修・交流会を引き続き企画・実施するとともに、社会的な関心が高く時宜にかなったテーマについて、一般向けの公開セミナーを企画・実施する。また、会員の関心の高い国・分野を選定し、海外環境開発調査・技術交流ミッションを企画・実施する。政府・地方自治体・国際機関等が主催する国内外での環境開発関連イベント等の情報を収集し、会員の情報発信、社員研修に資する機会を確保できるよう調整を図る。さらに、JPRSI と連動し、開発途上国にお

ける案件開発や技術展開を実施するための情報発信や知見の共有等を積極的に行う。

(2) 広報部会

海外環境開発協力に関する情報や知識を会員及び広く一般に提供するとともに、センターの活動に関する広報活動を展開する。このため、「OECC 会報」やウェブサイト、SNS などによる戦略的な情報発信に努めるとともに、会員向け勉強会の企画・実施、センターが主催する公開セミナーの広報、集客性の高い各種イベント等への出展の機会の探求・活用等を引き続き推進する。

3. 戦略的アウトリーチ

OECC の活動方針や提供可能な知的資源について内外の関係者に幅広く情報提供できるよう、各種メディア手法を活用したアウトリーチ活動を戦略的に展開するとともに、例年総会後に開催している「橋本道夫記念シンポジウム」の開催なども通じ積極的な情報発信を行う。

これにより国内外の環境関連をはじめとする様々な機関・団体等との情報交換及び技術交流等を活発化させ、海外環境開発協力に係るネットワークを強化し、会員との連携の下、各種活動の効果的な実施及び情報発信の場の創出に努める。

以上